

報 豊島法人会 報

昭和51年 7月25日

七 月 号

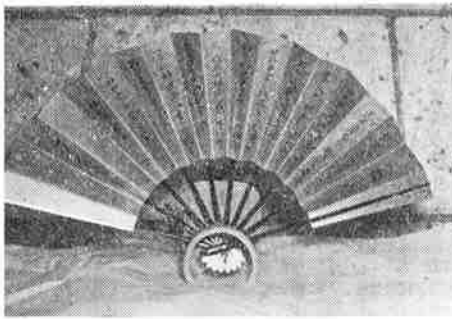
(No. 5)

東北の雄、(社)石巻法人会と

姉妹法人会の盟約を結ぶ

去る六月二十八日、石巻法人会の社団法人公認の祝典の日に、(社)豊島法人会と(社)石巻法人会とは、昨年以来の親善と交流を更に助長し、公益事業を強力に推進する為に姉妹法人会の盟約を結び、今後の提携と協力を誓いあった。

当会からは今井会長、高村副会長、永田副会長、真々部副会長、鈴木副会長、花山副会長、中野広報副委員長、事務局長等八名が之に参加し、石巻法人会役員との間に交歓を尽くし、今後の活動の展



金表紙の盟約文の扇子



(社)石巻法人会と盟約締結の様様

開等について協議した。

尚(社)石巻法人会は三十年の歴史をもつ納税者団体であり、六月一日に社団法人の公認を取得されたものである。

石巻市といえば、昔より東北に於ける漁港として知られ、現在水産商工都市として、めざましい発展をとりつつある都市であり、日本三景の一つである松島をひかえ、風光明媚の地として将来に大きな期待がかけられている。

目 次

(社)石巻法人会との	1
姉妹法人会の盟約	1
大森署長着任のごあいさつ	2
日向前署長退任のごあいさつ	2
小田副署長着任のごあいさつ	2
篠崎前副署長お別れのごあいさつ	3
林法人第一統括官着任のごあいさつ	4
神作前法人第一統括官	4
離任のごあいさつ	4
翌の定期異動報告	5
第一回理事会、其他幹部会報告	5
及各委員会構成委員の発表	6
事業報告(浴場部会税務懇談会、	6
青果小売部会税務懇談会、管工	6
事部会税務懇談会其他)	7
会社訪問記	7
日本経済の見通し(3)	8
申告指導官の紹介	11
継続記帳指導制度をご存知ですか	11
都税事務所だより	12
銀行ローンの紹介	12
法人会はどのようなことを	13
行う団体か④	13
新規会員の紹介	14
会員名簿の訂正	15
あとがき	15
講習会のご案内	16

着任のご挨拶

豊島税務署長 大 森 昌 一



酷暑の初、会員の皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は、このたびの定期異動により、日前前署長の後任として、税務大学校東京研究所から当署に赴任して参りました大森でございます。

社団法人「豊島法人会」の皆さまには日頃より税務行政に対し、深いご理解と絶大なご協力を賜り、行政も円滑に行われているとお聞きしまして、意を強くするとともに、前任署長同様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、会員の皆さまもご承知のように低迷した経済情勢もいくらか明るさを取りもどしてきたとは申しながら、依然として厳しい情勢にあり、企業経営においてもご苦労が多いことと存じます。私共税務にたずさわる者と致しまして、このような時期にこそ「信頼される税務署と課税の公平」を目標に、税務の執行に当りましては、皆さまと私共税務当局の間で、永年にわたって培われた相互信頼

の絆を、さらに一層強固にしておくことが最も大切であると信じております。

そのためには、私共は、より一層皆さまから親しまれる近づき易い税務署として誠意をもって事に当たるとともに、皆さまからのご意見に對しましては、十分にその意を汲みとることに努め、「納得のいく申告と納税をしていただくよう」一層の努力を致す所存でございます。

幸いにして、豊島法人会は会員数五千名を擁する市内でも有数の大法人会としております。また事業活動においても各種説明会、講習会、懇談会等積極的な事業活動を行い、正しい記帳と税務知識の普及により、自主申告納税制度に大きく貢献されていることをつづき知り、会役員の方々をはじめ会員の皆さまの税務行政に対する深いご理解と暖かいご支援に對し、衷心から敬意を表するものでございます。

私は、税務行政に対する皆さまの深いご理解と、期待に對しその責任の重大さを心に銘記するとともに、豊島法人会が会員の皆さま方にとりまして有意義な事業活動を行い、意義ある公益法人としてますます発展されますよう、できるだけ

のご支援を致す所存でございます。おわりに、会員の皆さまのご健勝と、

退官のごあいさつ

前豊島税務署長 日 向 堅 二



この度お許しを得まして、退官することになりました。

昨年の七月に着任しまして、短い一年の間ではありましたが、豊島法人会の皆様には温かい御支援と御協力を戴き、深く感謝申し上げます。

とくに、豊島法人会は、昨年の五月に公益法人として社団化を達成し、以来目ざましい事業活動をされてまいりましたが、その陰には、会長様をはじめ各会員の皆様との並々な御苦心と御努力があったことを考えるとき、改めて感銘を深くしているものであります。私ごと、税界に奉職して三十八年にな

企業のご隆盛をお祈りして、私の着任のご挨拶と致します。

りますが、この間大過なく勤務することができ、しかも最後の一年間の豊島署での得難い体験が、私の生涯を通じて最も印象に残るものになろうかと思っております。

これもひとえに皆様の御支援の賜と感謝しております。

後任の大森署長は私とは旧知の間柄でもあり、しかも実務のほかに税務大学校で後輩の教育に当たられるなど、税務経験も豊富で人格識見ともにすぐれた方でありますので、私と同様に御支援下さるようお願いいたします。

最後に、豊島法人会の今後の御発展と会員の皆様の事業の御繁栄と御健勝を心より祈念いたしまして、お礼とお別れのごあいさつといたします。有りがとうございました。

着任のご挨拶

豊島税務署副署長 小 田 虎 雄

豊島法人会の皆さまにおかれましては

暑さきびしい折柄益々ご清栄のこととお

慶び申し上げます。



この度の定期異動によりまして、篠崎前副署長の後任として東京国税局調査

を許せないものと考えられますが、自主申告納税制度の下における税務行政の役割は、何と申しましても国の財政基盤を支えることのほか、課税の適正な執行を図ることにあるものと考えられます。私も税務にたずさわる者と致しましては、このような時期にこそ経済の流れをよく見極めて適正、かつ、柔軟な考え方をもちて事を円滑に処理するように心掛けるとともに、法人会の会員の皆さまのお力添えを得て、「納得のいく申告と納税をしていただくよう」一層の努力をいたす所存でございます。

第一部から赴任してまいりました小田でございます。第一線の税務署勤務からしばらく遠ざかっておりましたし、当地は私としては初めての勤務地でもございますので、管内事情などを勉強させて頂いておりますが、なかならず豊島法人会は会員数五千社を擁する市内でも有数の大法人会で、活発な事業活動を行い、平素から税務行政に大きく貢献されていることをつづき知り、非常に心強く思っているところでございます。この機会に会員の皆さまの税務に対するご協力に感謝申し上げると共に、前任の副署長同様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、皆さまもご承知のように、低迷した経済情勢も、どうにか回復に向ったと報せられておりますが、六月末における当管内の法人税申告状況をみる限りにおきましては、申告件数は前年よりわずかに上廻っているものの、有所得件数および有所得割合は前年を下廻っており、まだまだ厳しいものがあると考えられます。このような景気の低迷期における財源の確保は、自然増収が期待できない情勢下にあるだけに、必ずしも樂觀

お別れのご挨拶

前副署長 篠 崎 錠 三 郎



法人会の皆さま、如何お過ごしでしょうか。景氣の回復は、除にはではありませんが、上昇の兆をみせており、長い暗いトンネルから愈々出られそうな気配が感ぜられます。

着任後の一年は、アツという間に過ぎましたが、当時は、豊島法人会も社団化したとはいえず、まだ、事業活動はその緒にもついていない状態にありましたので、前任の沢口副署長からもこの点について、いろいろと事務の引継ぎがありましたが、何はともあれ、役員の方々のご企画による各種の催しごとや税務に関する会員の皆さま方のご期待に添うべく地区別懇談会など、ユニークな活動により初年度としてはまずまずの成果を得られたものとお慶び申し上げます。

とりわけ、不安と期待で迎えられた源泉税の長期講座も非常に好評裡に終始し、又その終了時に行われた考課のご成績も予想外に優れたものであり、このことから本年度の法人税講座の開設へと事

業活動が結びつけられた点は、私どもにとつて望外の喜びとなっております。

現在は複雑多様化した社会がいろいろ不満を生んでいることも事実ではございますが、法人会は皆様の意見交換の場でもあり、会員の皆さまの貴重な会費を有効に生かすためにも積極的に会活動に参加して、会活動を通じ自由にもがける素晴らしい環境を築き上げて頂きたいものでございます。豊島税務署におきましては、このような明るい健全な法人会に對しましては、今後とも全面支援の姿勢で臨んでいくものと信じております。

さて、私ごとになって甚だ恐縮ですが私は、豊島税務署を最後に、税務の職場を退くことになりました。この一年間法人担当副署長として多数の会員のご立派な社長さん方と公私にわたり、コミュニケーションを取り交わす機会に恵まれ、本当に幸福だったと感謝しております。終りになりましたが、豊島法人会の発展と会員の皆さま方の事業が益々隆盛になりますことを祈念してお別れのご挨拶といたします。短い期間でしたが、本当に有難うございました。

五月決算申告書 提出をお忘れなく

提出期限が七月末でありますので、期限内に提出されるようお願い致します。

着任のごあいさつ

法人第一統括官 林 昭 司



このたびの異動で四谷から赴任して参りました。神作前統括官の後任として...

私も今まで銀座、上野、渋谷、新宿と都内各盛り場を何回か歴任してまいりましたが、各盛り場共それぞれに特徴があり、異なった良さがみられます。豊島署管内も、大池袋を中心として西武、東上、国鉄、営団、地下鉄各線が錯綜し、また巣鴨地区においては都内随一の大住宅団...

地をヒンターランドに持つ都営地下鉄が入り、これら諸条件を踏まえてこれからの池袋地区における産業、経済面の発展に一大転機を齎すものと思えます。三月期決算は今までの最高の増益率を示したといわれますが、このことはとりも直さず経済の冷えがあまりにも厳しかったことを物語ると思えます。しかしこれも貿易の伸びに支えられた特定業種の影響で、まだまだ一般の中小企業の雪どけは思わしくありません。

法人会は正しい納税をする為に、如何に無駄な税金を払わないようにするか、また統制上の不公平を会の発言力として税制に反映させるか等がその存在の意義であり、またメリットではないかと思えます。会員一人一人が正しい税の知識を身につけて、会員相互に研究の場を持ちお互いに切磋琢磨して目的を達成して行かなければならないと存じます。申告指導官制度も三年目に入りましたので、これからの活動も期待できると思えます。

切角皆様がかちとった社団化の栄冠を傷つけることのないよう、精一ぱい努力したいと思っておりますので、よろしく御協力の程お願い申し上げます。

離任のごあいさつ

前法人第一統括官 神 作 亨



このたびの、人事異動によりまして、この想い出多き、豊島税務署をお別れして、新任地の日本橋税務署へ赴任することになりました。

願いますと、私が昭和四十九年七月に着任した当時、皆様の豊島法人会は、未だ社団法人となっておらず、その会員数も八百社程度であったと記憶しております。幸いに会長様をはじめ副会長様並びに役員の皆様方の豊島法人会を、税務協力団体として、豊島唯一の公益法人の資格、即ち社団化の獲得を強く願望されておられることを知り、大変心強く、勇気づけられたものでございました。昭和五十年五月には、僅か、一年足らずという短い期間であったにもかかわらず、会員五千社を擁する大法人会として目出たく、社団法人としての資格を得られましたことは、まことにご同慶に堪えないところでございました。

終りに会員皆様の事業の御繁栄と御健康をお祈りしまして新任の挨拶にかえさせていただきます。私も、微力ではございましたが、会の皆様方のご熱意に心を打たれ、署の一職員としての立場から、社団化獲得のための運動に、ご協力できたことは、私の税務生活の中で、恐らく今後もあり得ないことでしょうし、そのことは、一生忘れ得ぬ、なつかしい思い出として記憶されるものと信じております。今後、名実ともに、全国一の法人会へと、大きく飛躍される日も、あの増強運動当時の皆様方による、一致団結した力をもってすれば、そう遠くはないと考えられます。昨年は、経済活動が依然として、沈滞の域を脱しきれず、また雇用情勢が低下するなど、不況の波は、社会経済分野に...

豊島税務署定期異動のお知らせ

去る七月十二日の定期異動発令で、当会に色々と御指導御協力をいただいた署長さん以下たくさんの方々の異動がありましたのでお知らせ致します。(今回は特に関係のあった方だけ記載致します)

◇ 転 出 者 ◇

- 署 長 日向 堅二(退 官)
副 署 長 山田 芳郎(国税庁人事課長補佐)
総務課長 菅 根 英(京橋特別国税調査官)
法一統括官 神 作 亨(日本橋法一統括官)
法二統括官 西山 昭 夫(本郷法一統括官)
法四統括官 千葉 巖(蒲田特別調査官)
法六統括官 森 宗太郎(京橋法六統括官)
法一総上席 浅見 雄二(厚木法二統括官)

◇ 新 任 者 ◇

- 署 長 大森 昌一(東研修所長)
副 署 長 小田 虎雄(局調一特別調査官)
特別国税調査官 志 間 良 夫(本郷法一統括官)
総務課長 藤 田 栄 作(江東西総務課長)
法一統括官 林 昭 司(四谷法一統括官)
法二統括官 二 宮 善之輔(東京不服審判所)
法四統括官 大 川 泰 隆(国税局査察部主査)
法六統括官 横 瀬 良 成(小石川法二統括官)
法八統括官 荒 井 賢 二(江東東法二上席)

八月〜九月行事予定

Table with columns: 月日曜, 行事予定, 場 所, 時 間. Lists events from August to September including seminars and conferences.

◇第一回理事会及び正副会長、委員長会に於いて

各委員長及び各構成委員選任さる

五月十一日開催された理事会及び六月十一日、六月二十六日の二回にわたり開かれた正副会長及び委員長会に於いて左記の通り各委員長及び各構成委員が選任された。

尚六月二十六日の会議に於いて石巻法人会との姉妹法人会盟約を結ぶことを決定した。



第一回理事会

◆事業委員会

- 委員長 市川清一
- 副委員長 可児政信
- 委員 鈴木将之
- 委員 竹田清一

◆税制委員会

- 委員長 馬場啓介
- 副委員長 尾関二郎
- 委員 山本成次
- 委員 鈴木常高
- 委員 斎藤直吉
- 委員 西山幸次
- 委員 市倉宇三郎

◆財務委員会

- 委員長 野崎嘉男
- 副委員長 倉田利男
- 委員 加藤竹次郎
- 委員 遠藤喜代治
- 委員 堀田重三
- 委員 奥野邦比古
- 委員 玉川孝平
- 委員 渡辺輝
- 委員 松本正次郎
- 委員 河原政高
- 委員 佐久間政義
- 委員 井上松蔵

- ◆広報委員会
- 委員長 天沼光歳
- 副委員長 長島浜雄
- 委員 水野一雄
- 委員 中野稔
- 委員 川鍋通中
- 委員 小野沢政雄
- 委員 植松輝一
- 委員 平松進

- ◆厚生委員会
- 委員長 峯村五三郎
- 副委員長 斎木勘次
- 委員 関根久太郎
- 委員 石井信夫
- 委員 岩田武夫
- 委員 柳内宗次
- 委員 鳥越卓次郎
- 委員 須藤八郎

(社)仙台法人会の視察団との懇談会

六月十七日、(社)仙台法人会の常任理事山崎宏氏、田中善次郎氏、富樫富治氏の三氏と、仙台国税局の遺藤恒光氏、渋谷典男氏、仙台北税務署副署長の鈴木丞氏の三氏、並びに石巻法人会の馬場氏が視察の為に来会、署の三階会議室に於いて署長以下四名の方々の臨席のもとに懇談会を開いた。当会より今井会長、丸山副会長、高村副会長、永田副会長、事務局長が出席し、当会の組織及び活動状況

について説明し懇談に入った。視察団よりは増強問題、会費の徴集方法、会館の設立に関する具体的な計画、理事会の開催及び運営の仕方、其他等幅広く質問がなされ、お互の活動状況を話しあい、有意義な会合に終始した。尚ひきつづき懇親会を開き、今後の交流と情報交換を約し両会の今後の発展の道を模索することにし、交歓をつくした。

広報委員会開かる

七月九日午後二時より事務局会議室に於いて水野委員長を中心に、第一回の広報委員会を開いた。署側より中垣上席指

活発に展開中の事業活動

月例の決算法人説明会、新設法人説明会と共に、業種別税務懇談会が開催され中広く税務に関する説明会が展開されている。尚法人税実務講座、源泉所得税講座等も近く開講(九月月上旬になる予定)の予定で、又昨年好評を博した支部別税務懇談会も日程等が検討中で、近く開催の予定である。

◇浴場部会税務懇談会

他の部会にさきがけて、五月十三日十時半より群馬銀行池袋支店会議室に於いて、香川部会長を中心に行われた。署側より篠崎副署長、神作統括官其他三名の方が出席され、主として「現金管理と其の処理について」「現物給与と税法上の取扱いについて」「相続税、贈与税の節税」の三点を中心として懇談が進められ

◇青果小売部会税務懇談会

六月二十二日十時より、青物市場豊島支部会議室に於いて、横内副署長、神作統括官、其他四名の方々の出席を戴き、岸野部会長を中心に行われた。この日の懇談会は、特に業界にとり問題とされている「現金管理の問題」を中心に進められ、つづいて、特に経営者として知って

◇管工事部会税務懇談会

六月二十三日午後一時より岩崎部会長を中心と奥嶋信用金庫東池袋支店会議室に於いて行われた、署側より篠崎副署長神作統括官、其他四名の方が、税理士会より村松支部長、当会本部より今井会長が出席し、夫々あいさつをのべた後懇談会に入った。あらかじめ予定された資料をもとに、法人税、源泉所得税のポイントを中心に懇談がなされ、多くの質問が続出し、非常に内容のある会合であった。当日の参加者は四十二名。



今回新しく副会長に就任され、長崎地区の総責任者として活躍されることになった富士電動工機㈱の社長、鈴木武

新任副会長鈴木武夫氏抱負を語る

《会社訪問記》

夫氏を訪問し、面会を求めた。前財務委員長として財政通の同氏は薄々噂に聞いていたが、噂にたがわず、磊落な人。会ったとたん新しい抱負がびよんびよんとび出した。之からの副会長は会の全体のことを通じていなくては

を報告して、法人会活動を知って戴くようにする義務がある。仲々の能弁家で、話したら止まらない。特に長崎地区のことに関しては意欲充分である。何でも一番の長崎地区一温厚な人柄に見えるが、その情熱たる

や大したものである。その情熱が仕事の面にも見える。実践第一、こうときめたことは徹底的にやる、これが同氏の信条のようだ。又数字に明るいというだけに非常に几帳面でもある。細かいことにも良く気がつく。将にこれからのホープといえる。

延々一時間にわたり同氏の持論を拝聴して辞退した。(〇記者)



—— 経済講演 ——

日本経済の見通しについて (3)

NHK前解説委員 館野 守 男

さてそれでは、ほっとけばそうなるかというところというものはありません。経済というものはそういう風に、人間がやらなければ見通し通りには動きません。天体の動きとはちがいます。この見通し通りもっていくためには、政府がやらねばならぬ課題と企業側がやらねばならぬ課題とがあります。

政府がやらねばならぬ課題としては、大胆な緩和政策をとらねばならぬということであり、それは金融は勿論、財政も、農業も、貿易もみな大胆な緩和政策をとらなくてはなりません。勿論、政府にこういった要望は出されて居りません。ただし其は不況対策という意味で出されているのであって、私の申し上げるのは勿論、不況対策という意味もありますが、しかし一番重点を置いて申し上げますのは、日本経済を安定成長の軌道に乗せるために、これが必要であるという点を私は強調しているわけであり、安定成長の軌道に乗せるということはどういうことかといえますと、物価上昇率を来年度は七・八%の定期預金率ぐらい

ん引っぱりあげていくのであります。これが物価が高くなった原因であり、今は経済成長がひくすぎて、物価を下げる力が出ない為に上っているのです。それは物価を下げるにはどうすれば良いか。日本経済の実質成長率を高めて、物をたくさんふえる経済にもどして物価を下げる力を出さなくてはならぬということ。では具体的にどういう手をうつたら良いのか、ここで構造不況説をとると一寸大変なことになります。

政策不況説をとると、このところは簡単にあります。ブレーキをかけすぎた為に生産がおちた、それではブレーキを取りはずすと良いということになります。エネルギーのブレーキをはずせ、金のブレーキをはずせということになります。エネギーのブレーキをはずせ、金のブレーキをはずせということになります。エネギーのブレーキをはずせ、金のブレーキをはずせということになります。エネギーのブレーキをはずせ、金のブレーキをはずせということになります。エネギーのブレーキをはずせ、金のブレーキをはずせということになります。

次に物価を押し上げる力がつづいていきますから、これを弱めなくてはなりません。どうしたら良いか。今コストが上がって物価を押し上げていますが、コストを下げられるかというところ、これは一寸無理なんです。賃金を下げる機会がもてるか石油の値段はどうか、原材料価格はどうかを考えると、これは一寸無理なんです。金利は若干下るでしょうが、預金金

の上昇におさえこむ、再来年は普通預金率と同じ五%ぐらいにおさえこむ、これが安定成長の軌道にのせることだということであり、その為に大胆な緩和政策をとる必要があると私は強調しているわけであり、これは従来常識と全く逆だということにお気づきでしょう。物価をおさえこむのに従来は緩和をやるのでなくてひきしめをやるというのが常識になっていたのであります。どうしてこんなことになったか理屈で申し上げますと、要するに日本経済の動きがあらゆる点で変わってしまったということであり、これは物価の動きをみると良くわかります。

景気が良くなると物価が上がる、景気が悪くなると物価が下がる、これは景気と同じ歩調で動きます。従来何故景気と物価が同じ歩調で動いたかといえますと、経済の成長率が強かったからにはかならないのであります。政府が金をしめす。需要がへり、景気が悪くなってきた。しかしどんなに景気が悪くなっても過去に於いていつも五%の実質成長率が

利は大きく下げられないとなると、之は一寸期待はもてません。ではコストの価格を下げてコストの負担を軽くする。そして物価を押し上げる力を弱めることは当面これを期待出来ない。コストの価格を下げてコストの負担を軽くする。法は外にないとなると、残された道は生産性をあげてコストの負担を軽くする以外に道はありません。生産性をあげるといふのは、同じコストで生産を余計するということであり、生産を余計することになります。成長を高めるためには金のブレーキをはずせというさっきの話に舞い戻ることになります。話がそこに舞い戻るといふことは、それによって二つの効果があるということ。金のブレーキをはずすと日本経済の実質成長率を高めて物価を下げる力が出る効果があります。又生産性をあげてコストの負担をかるくし、これで物価を押し上げる力を弱める効果があります。そうするとこれからの物価対策は今迄の常識と逆にゆるめなければなりません。而も大胆にゆるめなくてはなりません。これは理屈で説明しましたが、本当は実際の政策にそくして説明しなくてはなりません。

物価対策というところ、ご承知の通り需要という面しか考えていませんが、しかし需要面から物価対策をやるというのはこれは物価対策の一部であります。これは初步の中の初步であります。本当の物価

あったわけで、不景気の時でも欧米の好景気の成長率と全く同じく物がふえました。成長率が強かったから景気と物価は同じ歩調で上ったり下ったりしたわけ。ところが今度はそんなにいかないわけです。先程もいった通り大変な金が逃げだして不況になってしまいました。どんなに不況になっても従来通り成長率五%あれば物価は下った筈です。ところが実質成長率がマイナスにおちこんだのであります。

物が段々へっていく経済に変わったということであり、景気が悪くなり、需要がへり、物の方もへりますと物価を下げる力は生まれて来ません。需要がへって物がふえてくる時に物価を下げる力が出てきますが、物価を下げる力が出ないのに、コストが上がって物価を押し上げる力がつづいているわけですから、物価はあがらざるをえません。景気が悪くなつたのに物価は上りつづける動きに変わったわけであり、これは景気後退化の物価高、これをスタグフレーションと呼んでいますが、これからの物価対策は、今申し上げた物価上昇をおさえなければなりません。今申しあげた物価上昇をおさえ、物価上昇という現象は同じでも、この間まで上っていた物価上昇の原因というのは全く逆で、経済成長が高すぎる為に物価が上ったのであります。今は経済成長がひくすぎてマイナスにおちて物価を下げる力が出ない為に上っているの

対策は需要の面からではなくして、供給という面からやらなくてはなりません。物の供給をふやすことにより物価上昇をおさえ物価の安定をはかる。これは物価対策のイロハなんです。ところが今迄は物価対策という需要をおさえるんだということ、総需要抑制とかいって需要をおさえることしか考えていませんでした。しかし需要面から物価対策を考えていきますと、社会不安をおささない程度にやりますと、物価上昇をおさえる効果もしたものであります。これは日本経済の動きからは、つまり総需要抑制ということは生産の抑制ということであり、総生産抑制は生産の抑制、生産の抑制ということでは同じことであり、生産の抑制をやりますと失業がふえる一方、倒産がふえる一方、生産がへると、税金収入がへるから社会保障の財源がありません。社会不安をおさす原因になります。日本の場合社会不安をおさすところ迄行かなかったですが、心理的に大変な不安が出たのです。昨年の春は完全失業者一三〇万の失業者が出ました。これは失業率の面からいいますと二%に当りますが、欧米流の考えでいくと四%の失業率という完全雇用ということになります。超完全雇用率ということになります。しかし日本の場合は終身雇用性が立て前になっていますから、一度職を失うと再就職の機会はありません。これは欧

原因が正反対なのに、同じ物価対策をやったのではなにもならぬわけであり、高度成長が高すぎた為に物価が上った。経済成長で物がふえるというのは、物価を下げる力をもっているわけであり、故に池田総理が経済成長政策が物価を下げるということになる。理論的には正しいが、反面総理がいわなかった面があります。それは経済成長で物をふやす為に人間が余計働かなくてはなりません。余計働くということは、賃金を多く支払わなくてはならぬ。賃金を余計支払うことは需要がふえるということになります。

ものをふやすためには設備もふやさなくてはなりません。その面の需要もふやさなくてはなりません。そうすると経済成長は需要をふやして物価を引っぱり上げる力をもっています。物をふやし物価を下げる力と需要をふやして物価を引っぱり上げる両方の力をもっていることになります。この経済成長が適当な高さであると上げる力と下げる力とがつりあつて物価が安定するわけです。この間みたくに経済成長が高すぎたり、需要が大きくなりすぎたりしますと、物価を大きく引っぱりあげてしまいます。賃金を払う、設備が大きくなる、需要はすぐふえます。その設備で物をつくり、供給するということは、かなり時間的におくれています。その場合に経済成長が高すぎた場合は直ぐ需要が大きくなりすぎます。需要が次から次へと先行して物価をどん

米の場合と違う面があります。欧米の場合には雇用性に弾力性があり、日本の場合と違います。故に一三〇万の失業者が出たことは大変な社会不安であります。そこで政府は対策をかえざるを得なかったわけであり、物価政策をやめたらどうなったか、昨年春年間物価上昇十四%ということになりました。そこで政策が効果をあげて、物価上昇を十四%におさえたといつて、これを自慢した政治家がいました。確かに政府の物価対策が効果をあげたといふことは認めなければなりません。しかしここに見おとしてならぬことがあります。一年間に十四%以上に物価が上った処は日本以外にないわけであり、内乱の国、例えばイタリアのような内乱で国が破産状態になった国は別で、正常に経済が動いていて、このような国は日本以外にはありません。物価対策で十四%におさえたことは政府の物価対策で効果をあげたことは認めざるをえません。十四%という高い処におさえたといふのは日本以外にないのであります。需要面からやる物価対策は限度があります。しかし供給面から物価対策をやることは非常に難しい。需要面からやる物価対策は難しくありません。政府は必要面からやる物価対策の手段をたくさんもっています。たとえば公共事業を積極的にすすめるとか、減税をやるとか増税すれば需要をへらす等、政府は需要をコントロールする手段をもっています。ただし、供給面からコントロールす

た

る手段は政府はもっていません。政府は工場をもっているわけではありませんから、中々難しいわけであります。故に政府が供給面からの物価対策をやるには号令をかけるしかありません。しかし政府が会社や工場に生産性を高めて供給をふやせと号令をかけても従う会社や工場はありません。もしも作ったものが売れなくては、みんなつぶれてしまうことになるからです。故に会社が動くようにするには作ったものが売れるような状況をつくり出すことが大事であります。故に政府が号令をかける前につくったものが売れるようにしてはなりません。

需要を先行させることが大事であります。需要をふやす対策は政府としては出来るわけです。本場の物価対策は需要をふやすことでもあります。これは又景気をよくすることでもあります。そうすると本場の物価対策は景気対策と同じだということになります。これは自由主義経済の理屈の大本ともなっているわけですが、これをとりかえている政治家がいます。両立出来ないと思っている政治家がいます。景気が良くなると物価が上がる。そうすると消費者が苦しまなくてはならぬ。物価の上昇をおさえると景気が悪くなつて産業界が苦しまなくてはならぬ。いつも誰かが苦しんでいるそんな経済体制は早くやめた方が良くと政治家が思っているのだったら、日本の自由主義経済の将来は危くならないと思いません。しかしこれはまちがちなのであります。これは自

分の政策の適不適の現実になれすぎて、大もとの理屈をすっかり忘れていた為であります。本場の物価対策は景気対策と同じであります。ただし難しい第二点がこのあとにきます。

物価対策は需要をふやすんだといつても、需要がふえすぎたらどうなるか。需要がふえすぎたら又物価をつりあげてまたものもくあみになってしまいます。又高物価になってしまします。これは景気が良くなったということではなくて、インフレになったということであります。本場の物価対策はインフレ政策におち入り易いものであります。これが難しい第二点であります。そこで需要はふやすがふえすぎないようにコントロールすることであります。これが需要管理であります。政府は年度が変わって看板を書きかえたと申し上げましたが、需要管理という看板にしました。これこそ本場の物価対策であります。どこの国に行つたつて需要管理、需要対策といっているのです。それではどうして管理するのか、それは生産ののび、そして物価の上り方、需要のふえ方、この三つをみながら成長をコントロールしていくこと、これが需要管理のやり方であります。やつと本道にもどつた政策をとらうとしているのであります。

政府は明らかに需要をふやす政策をとつて参りました。最初は金が多過ぎたのですが、赤字国債で金を調達してどんどん金を出して需要の効果をあげてきつちこむことになりす。一年乃至一年半以上のあとは、設備がふえないと駄目になります。又本年一杯ぐらいて投資欲が出て来ないと失敗に終わります。それでは一年後か一年半後には高物価か、不況に苦しまなくてはならなくなります。それは安定成長なんかには、とても乗れないということになります。それでは高物価や不況に苦しめない為にはどうすれば良いのか、今年の前半ぐらいて冷えきつた投資欲がもどつてくるかどうかということにかかってくるわけでありす。これが最大の課題であります。私は最終需要の刺激でそうなるだろうと申し上げました。もう一つ大事な必要な条件があります。本年度前半ぐらいては未だ未だ設備が遊んでいるのであります。こんなに設備が遊んでいる時に設備に対する投資欲を経営者が起さなくてはならないことす。それには責任ある政治家が何年後にはこうなるだろうという先の見通しを示してくれないことには又プロセスを示してくれぬことには、そんな意欲は出て来ないだろうということでありす。そういう目標を今の内閣が示してくれないのが大きな弱点であります。経済関係僚にいわせると経済企画庁がつくつている長期計画が出来てないから、これを示さないといっているわけでありす。これも一理あるわけですが、しかし政治家が識見をもって指導力をもって目標を示す。これによって事務官僚が経済計画をたてるこれが順序であります。事務官僚

あります。需要をふやす政策をとつているのですから、物価が上つているかという逆の前より下つています。昭和四十九年度が物価上昇率十四パーセントありす。需要をふやす政策をとつて五〇年度十パーセント更に需要をふやす政策をとつて五一年度に七パーセント、更に需要をふやす政策をとつて五十二年度は普通預金率五パーセントにおさえてようとしています。これが本場の物価対策です。故に需要面からする物価対策が本ものであるということはこれを知らんになると一目瞭然であります。そこで物価対策に需要をへらすんだという政策はまちがっていることは確かであります。ではこれからの政府の課題、民間の課題について三つぐらいて簡潔に申し上げます。

一つは人をふやさないで能率をあげることを工夫することでありす。これをうまくやらねば駄目でありす。人手が自由にえられねばと考えないといけません。二つは石油などの資源を余りつかわないうで、能率をあげることを考えずにはならぬということでありす。これは消費の技術革新とか、第二の技術革新とかいつて居ります。微蓄には制限がありす。のりきる為の方法を考えていなくてはいけません。

三つは経営をやる場合、需要第一という立場を考えなければなりません。これからはコストが上つたから、これに適正利潤をかけた価格ということでは需要は経済計画が出来なければ目標が示されぬというの事は事務官僚の原稿を作らねば国会の答弁が出来ないのと同じであります。指導性も迫力も何もありません。まあとにかく二月かおそくとも三月には経済計画が出来る筈ですから出来たら私は言うであらうと思ひます。少くとも事務官僚のつくつた原稿ですから指導力も迫力もないと思ひますが、国民の方でその指導性の足りない処を補つて意欲をわかして経営に当るといふことが、やはり今日の見通しをあてさせる為には必要な条件になるだろうと思ひます。以上時間がオーバーしましたので、この辺で経済の見通しについての話を終らせて戴きます。

(以上三回にわたり、一月二十八日 東京信用金庫本店ホールで行いました館野先生の経済講演の内容を連載致しました長期にわたつたことをお詫び致します)

◆「法人の税務」の 講読のおすすめ

全国法人会総連合刊の「法人の税務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致しますが、未だ一部の方だけしかお申し込みを戴いて居りませんので、多数の方々のお申し込みをお待ち致します。

申し込みは端書で事務局へお願い致します。

えられませんか。良い例が砂糖の例であります。昨年春破格の値段を上げ、それにより需要がへりました。とうとう砂糖業界再編成にもちこまれてしまいました。故に正しい原則だからといって、いつも之に拘泥していると自分で自分の首をしめることになってしまいます。時には苦しくても価格に転嫁することを考えて需要を先行させて、そして仕事を大きくして経営を発展させることを考えなければいけません。これが第一であります。

次は何が求められているかを的確につかまなくては、これからの経営は成り立たないということでありす。ようするに何をにつくつたら良いのか、何を売つたら良いのか、これを的確につかむ必要があります。需要第一ということでも申し上げるわけで、この中にふくめて申し上げます。高度成長時代はこんなことは余り考える必要はありませんでした。極端にいえば物さえつくれば売れた時代でありました。ひくい生活水準から急激に高い生活水準に上る過程にありました。とにかくひくい生活水準では、買ひこんでいなくては生活は出来ない時代でありました。これからはそうはいきません。的確に売れるものでなければ作つても意味がありません。何が必要か、今は生活水準が上つて来ていますので、選択は自由で今はまにあわせのものは買ひません。自分のねらいにびつたりあつたものしか買わないという時に来ています。そうなる物をつくる人は何をにつくつたら良いの

◎税制改正の相談は 申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらつしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々の為に、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽にご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についてももう少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉税、所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会の行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介しておきます。

- 中垣 忠司(上席)
- 山本 好(源泉)
- 溝越 信行
- 大宮 誠道

▽お問合せ電話番号 九八四一―二一七― 内線 三三二―三三三

豊さん 島さんの税務相談コーナー

役員報酬，賞与に対する税務上の取扱い（I）

役員報酬を決めるには？

長崎さん 新しく設立した会社ですが，役員に対する報酬は，どのようにして決めたらよいのでしょうか。

豊さん そうですね，役員報酬を支給するにはまず最初に，定款や株主総会等の決議により，役員にいくら支給するかどうかの限度額を定めておく必要があります。

例えば，「本会社の取締役，監査役全員の受ける報酬額は，一営業年度〇〇〇円以内（ただし，使用人としての職務を有する役員に対して支給する報酬のうちその使用人としての職務に対するものを含まない。）とし，各取締役及び各監査役に支給する額は，監査役を含めた役員会に委ねる。」というような株主総会等の議事録を作成するのもよいでしょう。

長崎さん そうしますと，役員にかかる報酬をいくら支給するかどうかは，定款か株主総会等の決議により定めておく必要があるわけですね。

豊さん ここで注意を要しますことは，例えば定款に，役員に対する一営業年度の支給限度額が1,000万円と定めてあるとしますと，実際に支給した報酬額が1,500万円ですと，500万円限度超過となり，この500万円は，税務上，損金に算入されないこととなります。

長崎さん 役員報酬の支給限度額は，多めに定めておいて，その範囲内なら限度一ぱいに支給してもよいわけですか。

豊さん そういうわけにはまいりません。役員報酬が定款等の支給限度額を超える場合には，その超える金額は，税務上，損金に算入されないことは述べましたが，このことは一般に「形式的基準」と呼ばれておりますが，長崎さんの

おっしゃられたように，支給限度額内だからといって，限度一ぱいに支給したような場合，それが無条件に損金に算入されるとは限りません。個々の役員について，不相当に高額な報酬を支給した場合には，その高額な部分の金額は，やはり損金とは認められないこととなります。これを一般的に実質的基準と呼んでおります。

長崎さん ところで，不相当に高額な報酬かどうかは，どのようにして判断したらよいのですか。

豊さん これは非常に難しいのですが，その判断基準としましては，(イ)その役員の職務内容(ロ)職務に従事した程度(ハ)経験年数(ニ)その法人の収益及び使用人に対する給料の支給状況(ホ)事業規模が類似する同種の事業を営む他の法人の役員報酬の支給状況等を総合勘案することとなります。

（なお，支給した報酬が，不相当に高額（即ち過大）と認められ，かつ支給限度額を超えるような場合には，高額な部分の金額と，支給限度額を超える金額との合計額が損金不算入となるわけではなく，そのいづれか多い方の金額が損金に算入されないこととなります。）

長崎さん そうしますと，例えば，社長が支給限度額以内の月給200万円を取ったような場合，商法上は適法な行為ですが，仮りに，100万円程度が相応であるとして，差引（200万円－100万円＝）100万円は，損金に算入されないということになるわけですね。

ところで，損金に算入されない報酬については，源泉徴収をする必要がありますか。

島さん 損金に算入されない報酬，即ち利益性の報酬であっても，報酬に変りはありませんので，当然，給与として源泉徴収をしなければなりません。つまり法人税の課税上，損金とすることを認められなくても，支給を受けた役員は

◇継続記帳指導制度をご存知ですか！◇

（社）豊島法人会では，新しく設立した法人等のうち，税理士さんが関与されておられ，記帳とか経理面でお困りになっておられる方々に対して，この制度のご利用方についてご希望を伺っております。

この制度は，豊島税務署の委嘱を受けて，（社）豊島法人会及び東京税理士会豊島支部の共催により，東京税理士会豊島支部が派遣する担当税理士先生によって行われております。

ところで，この制度の趣旨等についてご紹介しますと，おむね次のとおりです。

問 記帳指導の趣旨はどのようなものでしょうか。

答 低廉な費用で相談できる機関の設置を多数の納税者の皆さんが希望されておられますので，従来個人の小規模納税者のみについて行われてきた記帳指導を昭和四十八年七月から，法人についても実施することとした。

なお，この制度は，国税庁が財団法人日本税務協会への委託事業として実施するものであります。

問 どんなことを指導していただけるのでしょうか。

- 答** 納税者の皆さんが早期に自主記帳ができるようにするため，次のような事項及び範囲について行います。
- (1) 伝票の記票方法
 - (2) 帳簿の記帳方法
 - (3) 決算書類の作成方法
 - (4) 申告書の記載方法
 - (5) その他上記に関連する指導
- （注）記帳代行は原則として行いません。
- 問** 指導はどのように行われますか。
- 答** 指導は毎月一回程度行われます。
- 問** 場所については原則として東京税理士会豊島支部常設相談所において行われますか。
- 答** (1) 場所については原則として東京税理士会豊島支部常設相談所において行われます。
- 問** 指導は毎月一回程度行われますが指導日時はどのような方法で連絡されますか。
- 答** 指導日時の連絡は原則として，文書により行われますが，個別指導の際に次回の指導日時についてご相談が行われた場合は，その日に行います。
- 問** この制度を利用するには，どこに申し込めばよいのでしょうか。
- 答** この制度をご利用なさる方は，豊島税務署法源第一部門申告指導担当まで電話等によりお問い合わせ下さい。
- 電話 八九四一二一七
内線 三三二一～三三三三

◇都税事務所だより 固定資産税第二期分納期のお知らせ

七月は，固定資産税第二期分の納期です。お近くの銀行，信用金庫，信用組合農協，郵便局が都税事務所でお納めください。なお，納税には納期忘れのない口座振替納税制度のご利用が便利です。手続きは，納税通知書と預金通帳にご使用の印鑑を持参のうえ，預金口座のある都税取扱金融機関が都税事務所どうぞ。また，この税金は，まとめて前納しますと，その場で奨金をお支払します。（郵便局では後日支払となります）

▽経営診断の「手」の手△

あなたの会社は健全ですか。左記の方法で診断してみてください

記	人件費が粗利益の六〇％で倒産線	
"	"	五〇％で営業不振線
"	"	四〇％以下で健全経営

九月開講予定の 講習会日程表

◆ 法人税実務講座 (毎回一三・三〇〇～一五・三〇〇)	第一回	九月	七日(火)	三菱銀行 池袋支店
	第二回	九月	十四日(火)	"
	第三回	九月	二十一日(火)	"
	第四回	十月	五日(火)	"
	第五回	十月	十四日(木)	"
	第六回	十月	十九日(火)	"
	第七回	十一月	二日(火)	"
	第八回	十一月	九日(火)	"
	第九回	十一月	十六日(火)	"
	第十回	十一月	二十二日(月)	"

◆ 源泉所得税講座基礎コース (毎回一三・三〇〇～一五・三〇〇)

第一回	九月	十六日(木)	場所未定
第二回	九月	二十四日(金)	"
第三回	十月	一日(金)	"
第四回	十月	十五日(金)	"
第五回	十月	二十二日(金)	"
第六回	十一月	十二日(金)	"
第七回	十一月	十九日(金)	"

法人会はどのような

ことを行う団体か (四回)

「A支部長」

今日のように経済事情がいつ変化するか分からないときは、そう度々はありませんが、このため経営者はとりわけ多忙です。経営者として、多忙の私が何故本会の活動に熱を入れるのか、その理由は簡単です。私は多忙であるから、法人会の事業活動の恩恵をいただきたい。私自身多少の余暇をとることができれば、税法説明会に出席して聴講しなくても、私自身の独学で充分こなせる自信があります。また中小企業主の立場から、政府や国会等に物申したい多少の知己がいるので個人の意見として、聞いてもくれましようが、それは多分その時だけに終る可能性が高いわけで、それを法人会が代弁してくれれば、こんな頼もしい公益団体は少くとも今までの私の身辺にはありませんでした。それだけに私どもは本会の事業活動を一步一歩着実に充実させていかねばならないと思います。

「永田副会長」

皆さん方のおっしゃるとおりだと思います。確かに以前は会活動が低調でやれ「納税道義の高揚だ」「税務知識の研鑽だ、その普及だ」と兎角精神論

に走ってきたきらいがありました。しかしこれからは、皆さんのお説のとおり自ら求めることによって、そのメリットを、社会全体に還元し、同時に私どもも等しくその恩恵が受けられねばならないと考えます。本会が大法人会に成長したときには、会員の皆さんの総意により、その活動範囲も相当広くなると存じます。

なお、これまでのことから、一寸つけ加えて申し上げますが、本会の事業活動は一堂一派に偏するなど、政治的なものは一切ございませんし、また私どもの活動は会員個人の利益のみを追求するものでもございませんので、その点誤解のないようにしたいと思います。

「B支部長」

ところで社団化されてから、一段と法人会活動も活発化されて来たようですが、その点会員へのメリットはいかなるものでしょうか。

「真々部副会長」

そうですね。現在毎月決算法人説明会、新設法人説明会、支部別税務懇談会、講習会、業種部会説明会等々、署の幹部の方々と会員との接触の機会が非

常に多くなって来ました。私は之によって全般的に税金に対する理解と認識が少しづつ変わりつつあるのじゃないかと思えますね。特に合法的な節税の方法等を教わり、無駄な税金をおさめなくてもすむようになるわけで、その点だけでも出席した方のメリットは大きいと思えます。

尚今まで、署の幹部の方々との交流がなく、税務署はいやなどところだという感じを持っていた会員の方が相当多かったです。親しみ易い税務署、何でも相談すれば、親切に相談にのって戴ける税務署という認識に変わって来たのじゃないでしょうか。

「C支部長」

その点は大いに感じますね。昨年あたりから、税務署の中に指導官制度というものが出来て、税の全般にわたる相談に乗ってもらえるわけですから、これはもう、大いにこの制度を活用して税に対する知識を吸収するに限りませぬ。

「D支部長」

聞くところによると指導官への電話による相談が一日に三十回にも及ぶというのを聞いて居りますが、これは相当会員の中にも浸透してきた証拠ですね。

「A支部長」

全く良い傾向ですね。

これを会社に返す必要はないということになります。

役員賞与は原則として 損金にならない!

長崎さん 役員に対する賞与は、損金にならないと聞いたのですが、ほんとうでしょうか。

豊さん おっしゃるとおり、法人税法上、役員に対する賞与は、原則として損金になりません。法人税法上役員賞与を損金に算入しないこととしているのは、会社と役員との間は委任関係にあること等から、役員に対する賞与は、法人の業績に貢献した功勞に報いるためのもので、利益処分によるべきものと考えられているためです。

長崎さん なるほど、「役員には、賞与でなく、報酬を」ということになりますね。……

ところで、永年勤務した使用人をよく功勞の意味で、取締役〇〇部長とすることがありますが、この場合も役員として賞与は損金に認められないことになりますか。

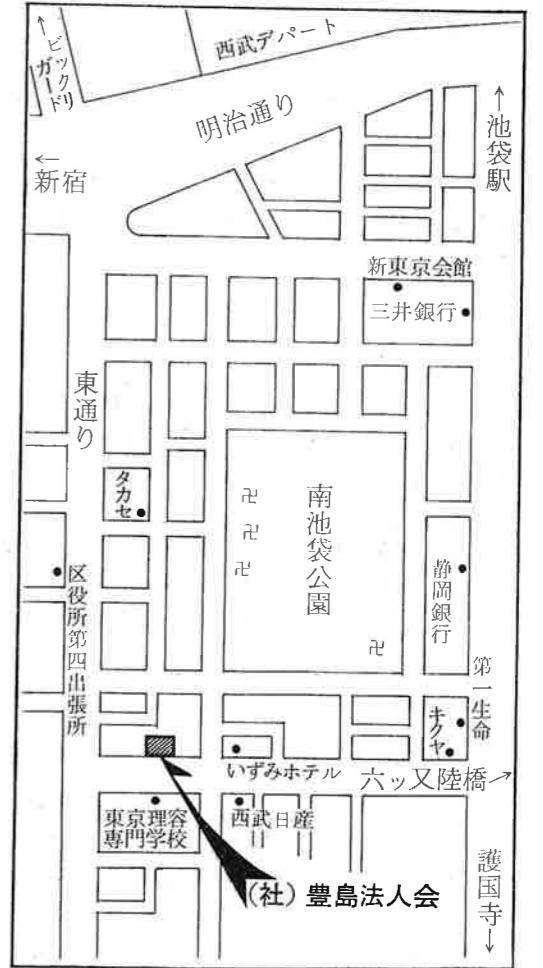
使用人兼務役員の賞与は 損金となる部分がある!

豊さん 取締役〇〇部長などのような、職制上使用人としての地位を有している役員、即ち使用人兼務役員に対して支給する使用人分の賞与で、(イ)他の使用人に対する賞与の支給時期に支給し、(ロ)法人がその支給額をその事業年度で損金経理した金額のうち、(ハ)使用人分の賞与として適正であると認められる金額は、損金とすることができます。

長崎さん ところで使用人兼務役員とは、どのような人を言うのですか。

豊さん この使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ常時使用人としての職務に従事する者をいうこととされています。ただし、次のような役員は使用人兼務役員としては、取扱われません。

- ① 社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員
- ② 合名会社及び合資会社の業務執行社員
- ③ 監査役及び監事
- ④ ①から③までに掲げる者のほか、同族会社の役員のうち、次の要件のすべてを満たす者
 - (イ)その役員の持株割合が最も大きいものから順次計算し、持株割合が50%に達するまでの株主グループに属する役員
 - (ロ)持株割合が10%を超える株主グループに属する役員
 - (ハ)役員(その配偶者を含む)単位で、持株割合が5%を超えていること
 (なお、持株割合による判定は難しいと思われるので、顧問税理士さんなどや税務署にご相談なさることをお勧めします。) (つづく)



銀行ローンの紹介

前回の会報で「とみん銀行ローン」の紹介を致しました処、非常に反響が大きく、申込の連絡をたくさん戴きました。事業資金、運転資金等を御入用の方は、どしどし御利用されることをおすすめ致します。

尚とみん銀行の他に三和銀行各支店、三井銀行池袋支店、第一勧業銀行池袋西口支店、巢鴨信用金庫本店等の銀行とも契約乃至契約中でありますので、御選択の上御利用されることをおすすめ致します。銀行により金利其他が多少違うようですが、詳細については事務局へお問い合わせ下さい。

追加取引銀行の紹介

会員の方々よりの要望もあり、左記銀行との取引を開始致しましたので、会員の方々の会費の払込に御利用下さい。

- 協和銀行池袋支店
- 普通口座 八五四五三二
- 静岡銀行池袋支店
- 普通口座 〇二〇五二二

◆ 会員名簿訂正 ◆

() 内は誤り又は記載漏れ

Table with 5 columns: Member Name, Address, Phone Number, Business Type, and other details. Includes entries like 信和機工, 三陽社, 佐野電機工業所, etc.

★ 新規会員のご紹介 ★

※ 昭和51年2月以降、新たに入会されました会員様をご紹介させていただきます。(昭和51年5月中旬迄受付分)

Table with 5 columns: 法人名, 代表者名, 住所, 業種, 電話. Lists new members and their details.

発行 社団法人豊島法人会
豊島区南池袋二の九の十六
電話(03)九八五八九四〇
(九八一一〇〇三四)
発行人 今井剛
編集人 星光印刷株式会社

あじがき
会報第五号をおてもとにお送り致します。発行は七月上旬の予定でしたが、署の定期異動が十二日に発表になり、其の内容を記載する為に、下旬発行に延期致しました。悪しからずご諒承下さい。今回は新しい広報委員で内容を検討致しました。急には内容を変えるわけにもゆきませんので、従来のやり方を踏襲しながら、漸次充実を期してゆき度いと思
います。
会報は会員の皆様方の会報でありますので、特に斯ういう内容にしてほしいという要望等を寄せて戴ければ有り難いと思
います。
又次回より「会員だより」の欄を設けて会員の声をたくさん入れてゆき度いと思
います。ご投稿をよろしくお願い致し
ます。
最後にご寄稿賜った署の幹部の方々
に紙上をお借りして厚く御礼申し上げます。

講習会ご案内

◎ 募集中のもの

法人税実務講座 9月開講予定 月2回(1回2時間)・20時間

本コースは、経理事務を担当している方を対象に、日常発生する税務上の問題を中心に、節税のポイント、誤り易い事例等をおり込んで、日常の経理事務から決算事務申告書の書き方までをやさしく説明します。

源泉所得税講座基礎コース 9月開講 月2回(1回2時間)・14時間

本コースは、源泉徴収実務の入門コースとして、総務、経理、財務等の担当者のうち、源泉所得税に関して、事務経験の浅い方を対象に、毎月発生する給与の源泉徴収の仕方から年末調整までをやさしく体系的に講義をすすめます。

◎ 近日募集開始予定のもの

源泉所得税講座実務コース

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。(法人税法上の取扱いも含みます)

簿記講座

本コースは、初歩から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

支部別税務懇談会

9月上旬より支部別に経営者にとって必要な税務についての懇談会を実施致します。奮って御参加下さい。

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16 TEL 981-0034・985-8940